

川西市スポーツ協会スポーツ振興事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、健康で豊かな市民生活を営めるまちづくりに寄与するため、スポーツの振興及び普及奨励事業に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、川西市補助金等交付規則（平成16年川西市規則第40号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、川西市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）及びそれに属する各種目協会（以下「協会」という。）とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、スポーツ協会及び協会が実施するスポーツの振興及び普及奨励事業のうち、次のとおりとする。

事業等	
1	スポーツ・レクリエーション大会
2	発表会
3	講演会
4	スポーツ教室
5	指導者等講習会、研修会
6	資格取得、更新

(補助金額)

第4条 市長は、予算の範囲内において、前条の規定する事業に要する経費の2分の1を補助するものとする。

(補助限度額)

第5条 補助金の額は、1協会につき9万円を限度とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費は、別表1に定める経費とする。

(補助対象外経費)

第7条 補助金の対象とならない経費は、別表2に定める経費とする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者等」という。）は、規則第4条に定める申請書に事業計画書(様式第1-1号、第1-2号、第1-3号)、収支予算書(様式第2号)及び前年度実績のあるものは前年度決算書又は決算見込み調書を添えて、事業実施日の2週間前までに市長に提出するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、規則第14条第1項に定める期日までに規則に定める報告書に事業報告書(様式第3-1号、第3-2号、第3-3号)及び収支決算書(様式第4号)を添えて市長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、ま

た、同様とする。

(交付の請求)

第10条 補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書(様式第5号)により市長に請求しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(失効規定)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1（第 6 条関係）

費 目	具 体 例
1 報償費・謝礼	講師、専門家、出演者等への報償費、謝礼等 (団体構成員に対するものを除く。)
2 消耗品費・材料費	チラシ・ポスター・報告書等の用紙代、材料・消耗品等の購入費 (熱中症対策に係る応急備品を含む。)
3 印刷製本費	チラシ・ポスター・活動資料等のコピー・印刷代、写真等の現像費等の記録費
4 人件費	専門知識・技術等を有する者に対する一時的な人件費 (審判、救護者等団体構成員によるもの)
5 (外部)委託費	専門知識・技術等を要する業務を外部委託した場合の委託費
6 保険料	イベント等の保険料
7 使用料及び賃借料	補助事業実施に係る機器類等の賃借料(レンタル)及び研修会やイベント等の会場等の使用料
8 通信運搬費	資料等の送料、会場までの機材・備品等の運搬費等
9 研修費	資格取得・更新に係る受験料・登録料・受講料・実習費等

別表 2（第 7 条関係）

費 目	具 体 例
1 団体事務所等の維持管理経費	家賃、光熱水費等
2 団体の経常的な活動経費	事務費、通信費、会員への会報等
3 団体の構成員に対する人件費・謝礼	事務員の人件費等
4 食糧費	役員の弁当代等 (外部講師等を含む。)
5 旅費	補助事業参加者の交通費及び宿泊費の旅費
6 予算書等で、支出内容がわからない経費	雑費等
7 決算書等で、補助事業実施団体が、支払ったことが明確に確認できない経費	
8 その他、補助対象事業に直接関係のない経費	慶弔費等
9 市長が、社会通念上適切でないと認めた経費	親睦会等の飲食費等